

銃砲刀剣類所持等取締法第 1 1 条第 8 項に基づく取消し前の銃砲等又は刀剣類の提出命令に係る処分基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
<p>処分基準</p> <p style="text-align: right;">令和 2 年 1 月 1 0 日作成</p>	<p>処分基準</p> <p style="text-align: right;">令和●年●月●日作成</p>
<p>法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法</p>	<p>法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法</p>
<p>根 拠 条 項：第 1 1 条第 7 項</p>	<p>根 拠 条 項：第 1 1 条第 8 項</p>
<p>処 分 の 概 要：取消し前の<u>銃砲等</u>の提出命令</p>	<p>処 分 の 概 要：取消し前の<u>銃砲等又は刀剣類</u>の提出命令</p>
<p>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</p>	<p>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</p>
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第 1 1 条第 1 項から第 4 項、第 7 項（許可の取消し及び仮領置）、同第 2 7 条第 1 項（提出命令）</p>	<p>法 令 の 定 め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第 1 1 条第 1 項～第 4 項、第 8 項（許可の取消し及び仮領置）、第 2 7 条第 1 項（提出命令）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>当該銃砲又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるときには、<u>銃砲</u>又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。</p>	<p>処 分 基 準：</p> <p>当該銃砲等又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるときには、<u>銃砲等</u>又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。</p>
<p>問 合 せ 先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177</p>	<p>問 合 せ 先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177</p>
<p>備 考：</p>	<p>備 考：</p>